

参考資料

使用料改定案の概要

石狩市の公共施設の使用料は、それぞれの施設が利用開始されるごとに使用料や減免規定を設定してきておりますが、昭和60年以降、全般的な見直しがなされておらず、料金体系や減免規定などにおいて、施設間の格差や不均衡が生じており、利用者にもわかりづらいものとなっております。

このようなことから、本市の使用料体系や減免規定を統一の見地から見直し、公平で明確な利用者負担の適正化を図るため、使用料の新設・改定等について、石狩市庁内部において十分論議を重ねた上、市民で構成される「石狩市使用料、手数料等審議会」にその案を諮問するものです。

1 使用料見直しの考え方

使用料は、公共施設などの利用者が、その利用の便益に対して、その対価として負担する公共料金です。利用者からみれば、当然安価であればあるほど喜ばしいものです。しかし、その場合、公共施設を運営する経費の不足分を税金で賄うことになり、市民全体で負担するということになります。すなわち、使用料の料金体系や減免規定の適正化は、利用者個人の便益による負担と、公共性を考えた市民全体による負担との割合を適正に定めることにほかなりません。

このようなことから、次のことを基本的な考え方として使用料の見直しを取り進めました。

(1) 明確な使用料算定根拠と統一的なルールを確立する。

使用料の算定根拠は、施設等の運営維持管理経費を基本として、その比較検証により、統一的な一定ルールのもと、その適正度を定期的に見定めることが最も重要と考えます。

(2) 市民がわかりやすい料金体系を確立する。

正確に使用料を算定すれば円単位となりますが、それは利用者にとって煩雑であり、好ましいものではありません。今回の見直しでは100円単位（金額が小さいものは10円単位）を基本とします。

また、算出根拠を単一年度だけの経費で求めると、場合によって毎年使用料を見直す必要もあり、利用者は混乱してしまいます。使用料は、一定期間固定した設定が望ましく、積算にあたっては、概ね3ヶ年程度の施設等の運営維持管理経費の平均を用いることとします。

このほか、今までの料金体系（夏期・冬期別料金、午前・午後料金区分）を簡素化し、時間当たり料金制とし、わかりやすく使い勝手のよい料金体系とします。

(3) 収入額と徴収にかかる経費の逆ざやは回避する。

新たに使用料を設定する場合などにおいて、全ての施設利用に対し公平に使用料を課することは当然ですが、これに固執するあまり、使用料収入以上に新たに徴収にかかる経費がかかってしまう場合などは、何のために利用者が使用料を負担するかを考えれば、本末転倒の感があると言わざるを得ません。

今回の使用料の全般的見直しについては、これらのことを十分念頭において、取り進めたところであり、使用料の新設・改定案の骨子は次のとおりです。

2 減免規定の統一

使用料の設定は、その施設利用に応じ、誰しものが公平に一律の負担を行なうことを目的としています。

しかし、一方で、行政では、公益・公共性の必要により、補助金を交付したり、税金やその他の料金を軽減する財政的支援措置も行なっています。

使用料の減免規定は、このような行政の収入における公益・公共的財政支援措置であり、公益公共性の尺度に応じて、段階的に使用料を軽減するものです。

現在、本市の減免規定は、施設整備の行政目的に主眼を置いて、それぞれの施設ごとに設定しており、その内容は様々となっています。しかし、効率的な公共施設活用を考えると、施設運営上特段の支障がないならば、例えば地域福祉ボランティア活動をコミュニティ施設や社会教育施設で行なってもよいわけで、利用実態としてもそのようになっております。

この現状を踏まえると、施設ごとに減免規定が違うことは、利用者である市民にとって、決して納得のいくものとは考えられません。

このようなことから、施設ごとでなく、本市の行政目的を総合的に考えて、共通の減免規定を設けることが市民にとってもわかりやすく、また行政目的の点においても矛盾はなくなると考えます。

(1) 減免規定案の骨子

[1] 10割(全額)減免

【公益・公共性が非常に高いと判断されるもの】

主な項目	設定理由
市が公用で使用	市の行政活動は公益・公共性が非常に高い。
市文化協会・市体育協会・市連合町内会連絡協議会の主催による使用	市内の文化活動・体育活動・コミュニティ活動において、中核的役割であり、これらの全市的活動は公益・公共性が非常に高い。
福祉団体の本来活動による使用	公共の福祉は行政の目的上根幹となるものであり、これらの活動は公益・公共性が非常に高い。
身体障害者(介助者を含む)の使用【一般開放】	障害者の社会参加促進を図るため、公共施設を利用した活動を助長する必要があること。
中学生以下の利用【一般開放。それ以外は、減免規定案参照】	基本的に所得がないことと合わせて、青少年の健全育成上、公共施設を利用した活動を助長する必要があること。

[2] 5割(1/2)減免

【公益・公共性が比較的高いと判断されるもの】

主な項目	設定理由
市文化協会及び市体育協会に加盟する団体(体育協会は各単位協会の構成団体も含む)の使用	市内の文化活動・体育活動において比較的公益・公共性が高い。
自治会・町内会(各連合町内会含む)の使用	コミュニティ活動において、比較的公益・公共性が高い。

詳細は減免規定案を参照してください。

3 既存使用料の改定

既に設定されている使用料の改定は、施設の維持管理経費(人件

費、光熱水費等)や固定資産(土地の取得を除く)の減価償却費から各施設の使用料1時間1m²当たりの原価を計算し、この原価を使用料の改正、算出のための指標としました。(使用料実態調査表単価として表示しています。)

なお、季節区分(夏・冬)及び午前、午後、夜間等の時間区分により定めている現行の料金体系を利用者にわかりやすく、利便性を高めるものとするため、季節区分を廃止し、1時間を単位とした使用料に改めます。

1時間当たりの使用料の設定方法は、使用頻度が平均的に高い「夏期の午後料金」をベースとして時間単価に置き換えたうえで、その施設の平均単価が、使用料実態調査により算出した1時間1m²当たりの単価(平成10年度～12年度の平均単価。以下、「実態調査単価」といいます。)と大きく乖離が生じている場合(概ね1.5倍以上の格差)は、施設の利用形態等も勘案したうえで、より実態調査単価に近づけるよう使用料を変更しました。

1時間当たりの使用料の算出

$$\text{1時間当たりの使用料} = \text{夏の午後における使用料} \div \text{時間数}$$

全日の使用料の算出

$$\text{全日の使用料} = \text{1時間当たりの使用料} \times \text{開館時間} \times 0.8$$

各施設の改正料金は改正使用料案を参照してください。

4 新たな使用料の設定

(1) 施設使用料

現在、無料となっている施設の利用について、有料施設利用者

との公平性を図る見地から、使用料を設定します。

なお、教育財産（学校）を使用して事業を行なっている学校開放事業及びカルチャーセンターについては、その固定資産（建物）は、義務教育のため整備されたものであるため、減価償却費は経費として含めません。

屋外グラウンド（野球場）、テニスコートについては、同種施設との整合性を配慮し、各施設ごとに算出された額の平均値を使用料として設定します。

陶芸窯の使用料は、電気料相当分を設定します。

（２）一般開放使用料

不特定多数が同時に施設を利用するような一般開放事業については、利用者から1人につき100円の使用料を新たに設定します。この設定にあたっては、貸室的な施設使用と利用形態が違うため、施設の維持管理経費からの算出とせず、利用者の満足度ができるだけ損なわないよう「ワンコイン」による利用料金を設定します。

- ・ コミュニティセンター（3ヶ所）一般開放事業
- ・ B & G 海洋センター一般開放事業（プール含む）

各施設の新設料金は新設使用料案を参照してください。